

UAゼンセン瑞祥会・ルポアユニオン ユニオンニュース

第24号

2020年3月3日発行

発行責任者 船川 健吾
編集責任者 神余 秀紀

2020労働条件闘争

～全ての仲間の労働条件改善のために～

労働条件闘争（春季生活闘争）は、瑞祥会・ルポアユニオンで働く組合員の処遇、労働条件を改善する取り組みの手段の一つです。今春は労働条件闘争として賃上げ、手当新設の他、自然災害時の休暇整備、年次有給休暇の積立制度について要求し、2月17日、26日の2回、法人側と団体交渉を重ねました。現在も法人側の経営課題や組合側の要求の考え方などを議論しています。途中経過として、要求内容と法人回答を要約したものをお知らせいたします。

1. 賃上げ額

(1) 賃金の改定に関する要求

- ① 正規職員組合員に対して定期昇給込み、基本給を4%引き上げること。
- ② 非正規職員組合員に対して時間給を4%引き上げること。

《法人回答》

- ・正規職員(1級)に対して基本給3号俸引き上げる。
- ・正規職員(2・3級)に対して基本給を2号俸引き上げる。4級以上は定期昇給のみとする。
- ・非正規職員の時間給を以下の通り昇給する。ただし、時給1,600円以上の職員については4級職員相当の位置づけのため適応しない。

フルタイム夜勤あり	50円
フルタイム夜勤なし	40円
週30時間以上40時間未満	30円
週30時間以下	20円

(2) 賞与、一時金に関する要求

- ① 正規職員組合員に対して、年間5ヶ月分支給すること。
- ② 非正規職員組合員に対して、年間3ヶ月分及び年3回支給すること。
- ③ 算定基礎賃金項目は、基本給、役職手当、資格手当とすること。

《法人回答》

- ・賞与、一時金は現状維持とする。

2. 諸手当改定

介護職員以外の勤続年数10年以上の組合員に対し、特定処遇改善手当算定表に基づき同額支給すること。

《法人回答》

- ・介護職以外の勤続年数10年以上の職員に対し、賃上げ原資を活用し、特定処遇改善手当算定表に基づき支給する。算定表については別途定め、個人面談の上支給額を決定する。

3. 手当の新設

- (1) 事務所詰で実務のある組合員に対し、会計業務手当、相談業務手当等新設し、10,000円を支給すること。

《法人回答》

- ・夜勤をしない職員との差があるのは当然であると考えている。

- (2) 1ヶ月にわたり皆勤した組合員に対し、手当として10,000円を支給すること。

《法人回答》

- ・急な休みや体調不良があっても有給休暇を使用し皆勤となっている現状がある。従って、評価による手当にならないことが明らかであるため、支給検討は行わない。

(3) 年末年始及び盆期間に就業した組合員に対し、手当として1日あたり3,000円支給すること。

《法人回答》

・正規職員は非正規職員と比較して、条件や責任、業務内容に差があるため、年末年始等に出勤するのはやむを得ないことである。手当の支給は非正規職員との待遇差を広げるものであり困難である。

(4) 利用者の送迎運転業務にあたった組合員に対し、手当として1名あたり100円支給すること。

《法人回答》

・利用者の送迎は、送迎職員、生活相談員が行うことが主ではあるが介護、看護が行うこともある。業務において行うことであり、特別な事ではないため支給できない。職員と相談の上行っており、運転に不安がある職員に対して送迎業務を強要することはない。

4. 自然災害被災時の休暇整備

自然災害被災時において、法人の定める出退勤困難に相当する職員に対し、積立有給休暇（現有給病気休暇）を利用できるようにすること。

《法人回答》

・法人は、労働者に対し生命を守る「安全配慮義務」を負う一方で「業務命令権」を持つ。自然災害発生時において、施設長は職員の安否確認を行い出勤の可否を判断する必要がある。職員の安全配慮を行った後、施設運営を考えていく。労働者は「労務提供義務」を負うため出勤拒否はできない。有給休暇使用は、個人の権利であるため使用に制限を設けることはできないが、福祉人としての責務に照らし合わせ、各自が判断する必要があると考える。従って、組合員が上記の内容を理解した上で、有事の際、自身の生命の安全確保を行った後、各施設においてそれぞれに必要な支援を途切れさせることなく、継続して提供することができることを前提に積立年次有給休暇を利用できるものとする。

5. 有給病気休暇の改定

(1) 2年間の時効により消滅する年次有給休暇を最大40日まで積み立てられることとする。

(2) 使用できる事由に「災害時」を加え、名称を「積立有給休暇」とする。

但し、ロードマップ完成後。

《法人回答》

・安全配慮義務を根拠に、出勤により生命に危険が及ぶ場合は、積立年次有給休暇を利用できるものとする。その際は、残有給休暇を使用したのち積立年次有給休暇を使用する。

※ 法人の回答についてご質問がございましたら支部長へお伝えください

ボーリング大会延期のお知らせ

3月30日に開催予定の組合レク「ボーリング大会」は、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、延期させていただくことになりました。お申込みされ、楽しみにされていた方は申し訳ありません。

また、研修会なども計画し、ご案内直前でありましたが、事態が終息するまでは組合主催のイベントは開催いたしませんので、ご理解をお願いいたします。

□-----きりとり-----

新規加入申込書

申込日 年 月 日

氏名	フリガナ	生年月日	
住所	〒		
電話番号			
施設名		経験年数	年 月
職種		雇用区分	正社員 パート